



2023年10月26日

各位

会社名 株式会社農業総合研究所
代表者名 代表取締役社長 堀内 寛
(コード番号：3541 東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 坂本 大輔
(TEL. 03-6417-1047)

公認会計士等の異動及び定款一部変更並びに補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、2023年10月26日開催の監査役会において、以下のとおり、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動に関し決議するとともに、同日開催の取締役会において、2023年11月29日開催予定の第17回定時株主総会に「会計監査人選任の件」及び「定款一部変更の件」並びに「補欠監査役1名選任の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 公認会計士等の異動について

1. 異動予定年月日

2023年11月29日（第17回定時株主総会開催予定日）

2. 就退任する公認会計士等の概要

(1) 就任する公認会計士等の概要

① 名称	史彩監査法人
② 所在地	東京都港区青山二丁目27番27号 丸八青山ビル6階
③ 業務執行社員の氏名	西田 友洋 本橋 義郎
④ 公認会計士法に基づく上場会社等監査人登録制度への登録状況	改正公認会計士法の附則第3条第3項の規定によるみなし登録を受けております。

(2) 退任する公認会計士等の概要

① 名称	有限責任監査法人トーマツ
② 所在地	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
③ 業務執行社員の氏名	長島 拓也 萬 政広

3. 2（1）に記載する者を公認会計士等の候補者とした理由

監査役会が史彩監査法人を会計監査人の候補とした理由は、会計監査人としての独立性及び専門性、監査の実施状況、品質管理体制、監査報酬の水準並びに新たな視点での監査が期待できること等を総合的に検討した結果、適任であると判断したためであります。

4. 退任する公認会計士等の就任年月日

2016年2月26日

5. 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

該当事項はありません。

6. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2023年11月29日開催予定の第17回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。同会計監査人の監査継続年数は長期にわたっており、新たな視点での監査を期待することに加え、当社の事業規模に見合った監査対応と監査報酬の相対性を総合的に検討した結果、新たに史彩監査法人を会計監査人候補者に選定するものであります。

7. 6. の理由及び経緯に対する意見

（1）退任する公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

（2）監査役会の意見

妥当であると判断しております。

II. 定款一部変更（補欠監査役に関する規定の新設）について

1. 変更の理由

法令その他に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
(選任)	(選任)
第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(新設)	3 <u>会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令その他に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
(新設)	4 <u>前項の補欠監査役の選任の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
(任期)	(任期)
第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役として選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</u>

3. 日程

定款変更を付議する定時株主総会開催日 2023 年 11 月 29 日 (予定)

効力発生日 2023 年 11 月 29 日 (予定)

III. 補欠監査役1名選任の件について

1. 補欠監査役選任の理由

法令その他に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

2. 補欠監査役候補者（2023年11月29日開催予定の定時株主総会において決定）

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
しもかわ ゆきこ 下川 祐貴子 (1982年4月4日)	2007年12月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 2010年2月 公認会計士登録 2018年9月 株式会社ウエディングパーク監査役就任 2019年4月 株式会社ウエディングパーク取締役 CFO 就任 2022年10月 下川祐貴子公認会計士事務所代表（現任） 2022年12月 合同会社柁代表（現任）

- (注) 1. 下川祐貴子氏の戸籍上の氏名は、木地祐貴子であります。
2. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 同氏は補欠の社外監査役候補者であります。
4. 当社は、同氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 同氏は東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、独立役員として届け出を行う予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である会社の役員等がその職務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害及び訴訟費用等について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。なお、同氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上